

**特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)に関する意見**

【名称】 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会  
消費者提言特別委員会

【住所】 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目17番14号 全国婦人会館 2階

【電話番号】 03-6434-1125 (代表)

【メールアドレス】 nacs-teigen@nacs.or.jp

記

【法令の名称・関連条項とその内容】

特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）  
密接関係者の範囲（第17条の2）

【意見】

悪質事業者に対する行政処分をより確実に行うために、立入検査や報告徴収などの対象となる「密接関係者」に、販売業者の親会社や子会社、兄弟会社などのほか、原則2割以上を出資している法人なども追加されることに対して評価致します。なお、想定される代替案には絶対反対です。

【法令の名称・関連条項とその内容】

特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）  
特定継続的役務（別表第4、別表第5）

【意見】

美容医療サービスに関する消費者相談が毎年約2,000件（PIO-NET上の件数）寄せられていることから、相談件数の多い美容医療サービスのうち継続的に提供されるものを特定継続的役務契約に位置付けられたことは賛同いたします。ただし、定められた方法によるものに限定されていて、実態に即した内容になっていません。例えば、しわとたるみの軽減に、音波や光の照射が入っていないため、高密度焦点式超音波機器によるリフトアップやレーザーによるしわ取りなどが対象から外れることとなります。相談の中にはこれらを利用した契約もあることから、適用の対象を検討されることを求めます。相談が多い包茎手術は一回限りの場合が多く対象にならないということも問題です。また、一か月以内に複数回施術で効果を上げる美容医療の場合は継続的役務の対象外となってしまいます。さらに、相談が多い糸を

使った顔のリフトアップ、豊胸、薄毛治療、歯の矯正なども対象になっていません。美容医療技術は日々向上していると思われます。新しい技術が登場した際にも対応できる法整備を求めます。消費者トラブルが減少するため実態に即した実効性のある改正を求めます。

**【法令の名称・関連条項とその内容】**

特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）

訪問販売における禁止行為（第7条六）

**【意見】**

「消費者の意に反し貸金業者や銀行などに連行する行為」や「年収や預貯金など支払い能力で虚偽の申告をさせること」を禁止行為に新設されたことに賛同します。

**【法令の名称・関連条項とその内容】**

特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）

（電磁的方法）（第11条二）

**【意見】**

SNSのグループ配信で誘引した場合、アポイントメントセールスの規制が及ぶようにされたことに賛同します。ただし、ブログやホームページでの誘引は不意打ち性が乏しいと判断されていますが理解に苦しみます。相談現場の実態に即した内容にしていくべきと考えます。

**【法令の名称・関連条項とその内容】**

規制の事前評価書

（特定商取引分野における規制の整備）

レビューを行う時期又は条件

**【意見】**

平成34年頃（改正法附則第6条において施行後5年を目処に検討することとしている）とありますが、妥当な時期だと考えます。ただ、5年を経過しない場合であっても必要があると認めるときは見直しを行うことは重要なことと考えます。

改正特定商取引法の確実な施行と国民への周知、さらに法違反行為を行う事業者に対する法律の厳正な執行に努められることを強く求めます。

以上